

会議録
令和7年第2回更別村議会臨時会
第1日（令和7年5月7日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 承認第 1号 村葬の執行の件の専決処分の承認を求める件
- 第 6 承認第 2号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認
を求める件
- 第 7 議案第46号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第47号 どんぐり団地内道路改良工事工事請負契約締結の件
- 第 9 議案第48号 動産の買入の件
- 第10 議案第49号 動産の買入の件
- 第11 議案第50号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件
- 第12 選挙第 1号 更別村選挙管理委員及び同補充員の選挙の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	石川亮
保健福祉課長	新関保		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴
書記 村田弘治

書記 小室聡子

(午前 10 時 00 分開会)

◎開会宣告

○議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 2 回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和 7 年第 2 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様には大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、4 月 18 日にご逝去されました第 6 代村長、そして本村の名誉村民である林清様に対して、村民を代表して心より哀悼の誠をささげるものであります。村長として今日の更別村の発展にご尽力されたご功績は多大なものがあり、深く感謝と敬意を表するものであります。先日の村葬の際には議員の皆様、そして多くの村民の皆様並びに管内首長、議長様をはじめ多数の皆様にご会葬を賜り、心より厚く御礼を申し上げるものであります。誠にありがとうございました。林氏が築き上げた豊かな更別村をしっかりと後世に引き継ぐべく、職員一丸となって取り組んでまいる所存であります。

さて、今年も春耕の時期を迎え、本格的な農作業が始まっております。季節外れの降雪もあり、農作業の日程等、生産者の皆様にはご苦労も大変多いとお聞きしておりますが、今後も何よりも天候に恵まれ、農作業が安全かつ順調に進み、昨年にも増しての豊穰の秋が迎えられることを心より願うところであります。

さて、トランプ関税による世界的規模での経済混乱が生じ、過去の TPP をはじめとする国際情勢、国際状況が厳しい局面を迎えていることを私たちは深く認識をしなければなりません。また、依然として肥料、飼料、農業資材、燃油の高騰が続いております。それに拍車をかけるように物価高にも影響を受け、酪農、畜産をはじめ農業の安定経営等に暗い影を落としております。今臨時会におきましては、これまで議員の皆さんの各ご論議や生産者の切実な声を反映すべく、酪農、畜産農家への支援策を提案させていただいております。議員各位の皆様のご理解を何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、物価高に対する住民や商工業者への支援策として、さきに議決をいただいております村民 1 人当たり 7,000 円のクーポン券につきましても間もなく発行し、各家庭に届けられる運びとなっております。

分譲を開始した花園プラムタウンであります。既に 5 区画の申入れがあり、4 区画が契約済みとなっております。順調なスタートとなっております。

さて、令和 6 年度のふるさと納税の寄附金が総額 5 億 5,000 万円と昨年の史上最高額をさらに超える金額となりました。ご寄附いただきました皆様には心から感謝とお礼を申し上げますとともに、貴重な自主財源としてご寄附の趣旨にのっとりた各種施策や課題解決に有効

に活用させていただきます。本当にありがとうございました。

また、高い保有率を維持しております本村のマイナンバーカードの保有率でありますけれども、今後も行政申請や手続、現在救急搬送を含む医療福祉関係のDX分野、救急搬送での運用を開始しましたけれども、効果的かつ有効な活用に積極的に取り組んでまいり所存であります。

また、素晴らしい話題として更別農業高校の食品加工チームが来る7月31日、大阪・関西万博会場で全国から選ばれた6校と共に農業高校としての取組の発表を行います。村としても大変名誉なことであり、奮闘を期待しております。

さて、本年度は第6期総合計画の着実な実施や給食センターや福祉ホームなど大型なインフラ事業の遂行を行わなければなりません。さらなる議員各位の皆様のご指導とご協力を切にお願い申し上げるものであります。本臨時会におきましては、専決処分の承認案件2件、条例の一部を改正する条例制定の件、工事請負契約締結の件、動産買入れの件2件、令和7年度一般会計補正予算の件の7件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいたします。

○議長 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議長 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回村議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月2日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間と

することが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 承認第1号

○議 長 日程第5、承認第1号 村葬の執行の件の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第1号 村葬の執行の件の専決処分の承認を求める件であります。

更別村名誉村民に関する条例(昭和42年更別村条例第19号)第6条第2項の規定に基づく村葬の執行につきまして、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きいただきたいというふうに思います。専決第1号 専決処分書の写しであります。

村葬の執行の件につきましては、議会の議決すべき事件につきまして特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、更別村葬の執行に当たり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分するものであります。

次のページをお開きください。村葬の執行の件であります。

更別村名誉村民に関する条例（昭和42年更別村条例第19号）第6条第2項の規定に基づき、次のとおり更別村葬を執行するものとする。

1、日時、令和7年4月25日金曜日、午後2時から。

2、場所、更別村社会福祉センター、更別村字更別南1線93番地。

以上、ご提案申し上げ、ご承認をいただきたく、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから承認第1号 村葬の執行の件の専決処分の承認を求める件を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号

○議 長 日程第6、承認第2号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 承認第2号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件であります。

令和7年度更別村一般会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

理由といたしまして、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開きください。専決第2号の専決処分書の写しであります。

令和7年度更別村一般会計補正予算（第1号）につきましては、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分するものであります。

理由といたしまして、更別村葬の執行に伴う事務経費を追加補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、専決処分をしたものであります。

次のページをお開きください。次のページは、令和7年度更別村一般会計補正予算（第1号）であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ228万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億1,376万1,000円とするものであります。

続いて、補正予算説明書の事項別明細書よりご説明を申し上げたいと思います。予算に関する説明書のほうをお開きください。

最初に、歳出からご説明を申し上げますので、6ページをお開きください。款1議会費、項1議会費、目1議会費5万円を追加し、補正後の予算額を5,492万9,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、（1）、議会運営経費、節9交際費、議長交際費、議長交際費につきましては5万円を追加するものであります。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で223万9,000円を追加し、補正後の予算額を11億9,929万8,000円とするものであります。説明欄にまいりまして、村葬執行経費の節10需用費で9万9,000円を追加しております。これは、印刷製本費であります。節12委託料、その他業務委託料、村葬執行委託料として214万円を計上しております。これについては村葬の委託料であります。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開き願いたいというふうに思います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で228万9,000円を追加し、補正後の予算額を2億1,598万4,000円とするものであります。説明欄にありますとおり、財政調整基金からの繰入金であります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしく願いたいというふうに思います。

○議長 説明が終わりましたので、これから本件に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本件に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議長 長 これで討論を終わります。

これから承認第2号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認

を求める件を採決いたします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第46号

○議長 長 日程第7、議案第46号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第46号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例(昭和50年更別村条例第3号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第119号)等の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)、インターネットによる公示送達の方法の規定を追加するものであります。

(2)、特定親族特別控除の創設に伴い、所得金額から控除すべき額並びに給与所得者又は公的年金等受給者の個人住民税の申告義務の規定に特定親族特別控除額の規定を追加するものであります。

(3)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の改正に伴う関係法令等との整合を図るため規定を改めるものであります。

(4)、軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しに伴う税率区分を追加し、減免申請書の記載事項に同区分の規定を追加するものであります。

(5)、軽自動車税種別割の身体障害者等に対する減免申請に提示を求めるものに、特定免許情報が記載された免許情報記録個人番号カードに関する規定を追加するものであります。

(6)、加熱式たばこ課税標準の特例について規定を新設するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。(7)、その他、関連条文等の改正並びに法令等の整合を図るため字句を改めるものであります。

また、資料の提出をしております。ご参照いただきたいと思います。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の一部改正は、国の税制改正大綱に基づくものでありまして、その改正概要は、物価上昇における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、所得税の基礎控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げとともに、大学生の年代における新たな扶養控除として特定親族特別控除の創設を行うものになっております。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う改正、軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しに伴う改正、さらに加熱式たばこ税の課税標準の特例規定を新設するなど所要の改正を行うものになっております。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、法律改正に伴う条や項のずれ、文言整理などの説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第18条、公示送達になります。インターネットによる閲覧など公示送達の定義を規定するため、改正後の下線部のとおり公示事項の規定を改めるものであります。

第18条の3、納税証明事項は、法律改正に伴う文言整理のため、改正後の下線部のとりに改めるものであります。

第34条の2、所得控除は、新たな扶養控除として特定親族特別控除の創設に伴う控除額を規定するため、改正後の下線部のとおり改めるものであります。

次のページをお開きください。第36条の2、村民税の申告、第1項は特定親族特別控除の創設に伴い個人住民税の申告義務を規定するため、改正後の下線部のとおり改めるものであります。

次のページをお開きください。第36条の3の3、個人の村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書、第1項は次のページをお開きください。特定親族特別控除の創設に伴い公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務を規定するため、改正後の下線部に「若しくは特定親族」、括弧書きになりますけれども、「退職手当に係る」以下の文言を加えまして、また第3号では「又は特定親族」を加えるものであります。

第63条の2、施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、次のページをお開きください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に係る法律改正に伴い項のずれに対応させるため、改正後の下線部、括弧書きになりますけれども、「同条第16項に規定する法人番号」以下の文言を加えるものであります。

第82条、種別割の税率は、軽自動車税種別割の標準税率区分の改正に伴うものですが、現行の50cc原付バイクは令和7年11月からの排ガス規制への適合が難しく、今後の生産、販売の継続が困難となるため、第1号の原動機付自転車の各区分及び年額について改正後の下線部になりますが、新たな基準となるウの規定を加えまして、またアからオになりま

すが、文言整理により改めるものであります。

第89条、種別割の減免、第2項は次のページをお開きください。第2号ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴い項のずれに対応させるため、改正後の下線部、「以下この号及び次条において同じ。」以下の文言に改めるものであります。また、第5号ですが、改正後の下線部を加えるものであります。

第90条、身体障害者等に対する種別割の減免、第2項は次のページをお開きください。運転免許証としてマイナンバーカードが利用できるマイナ免許証の運用開始に伴いまして道路交通法が改正されますので、身体障害者の減免申請時におけるマイナ免許証の提示を規定するため、改正後の下線部のとおり「又はこれらの者の特定免許情報」以下の文言を加えるものであります。また、第5号では、免許情報記録等の規定を加えるものであります。

第3項では、マイナ免許証の情報を確認するための規定を新たに加え、次のページをお開きください。第4項及び第5項は、項を繰り下げるものであります。

第149条、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴い項のずれに対応させるため、改正後の下線部「以下この号において同じ。」以下の文言に改めるものであります。

次に、附則第16条の2の2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例は、法律改正に伴い新たに新設される規定となりまして、第1項は第1号及び第2号の定める方法により紙巻きたばこの本数に換算する方法を規定し、第2項は重量を紙巻きたばこの本数に換算する方法を規定し、第3項は前項により重量で換算する場合は端数を切り捨てることを規定し、次のページをお開きください。第4項は、ただし書の規定を適応としないものについて第1号及び第2号で規定をしてございます。

次に、附則となります。第1条は、施行期日を規定しており、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用とするものであります。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

第2条は、公示送達に関する経過措置を規定しております。

第3条は、村民税に関する経過措置を規定しており、第1項は個人の村民税について、第2項は特定親族特別控除の申告について、次のページをお開きください。第3項は給与所得者の扶養親族等申告書について、第4項は公的年金等受給者の扶養親族等申告書について規定をしております。

第4条は、固定資産税に関する経過措置を規定しており、第5条は軽自動車税に関する経過措置について、第6条はたばこ税に関する経過措置を規定しており、第1項は加熱式たばこについて、第2項は製造たばこの本数について、第3項は製造たばこ1本未満の端数は切り捨てることを規定してございます。

最後になりますが、説明資料としまして更別村税条例の一部を改正する条例の改正概要を添付しておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから議案第46号 更別村税条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第47号

○議 長 日程第8、議案第47号 どんぐり団地内道路改良工事工事請負契約締結の件
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第47号 どんぐり団地内道路改良工事工事請負契約締結の件であります。
どんぐり団地内道路改良工事の請負契約を次のとおり締結しようとするものであります。
1の工事名は、どんぐり団地内道路改良工事であります。
2の工事場所は、更別村字更別であります。
3の契約の方法は、指名競争入札による落札であります。
4の契約金額は、4,928万円であります。
5、契約の相手方は、河西郡更別村字更別南2線94番地、株式会社山内組代表取締役、
山内信男氏であります。

理由といたしまして、工事請負契約の締結につきましては、更別村議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第2条の規定
により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいというふうに思います。
資料（議案第47号）であります。

- 1、入札日時は、令和7年4月22日午前10時であります。
- 2、指名業者は、記載のとおりでありますので、お目通しをお願い申し上げます。
- 3の工事内容ですが、工事延長、路盤工、その他附帯工一式であります。

4、工期は、契約締結の日から令和7年10月30日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。
これから議案第47号 どんぐり団地内道路改良工事工事請負契約締結の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第48号

○議長 長 日程第9、議案第48号 動産の買入の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第48号 動産の買入の件であります。
次のとおり動産を買入れしようとするものであります。

1の買入れの目的は、カントリーパークで使用する乗用芝刈り集草機の購入のためであります。

2の動産の品名ですが、集草機本体と附属装備であります。

3、動産の数量は、1台であります。

4、契約金額は、698万5,000円であります。

5、買入れの方法及び時期は、指名競争入札による落札であります。令和7年10月31日までに取得するものであります。

6、契約の相手方は、河西郡更別村字更別南1線91番地、株式会社ヤマジョウ代表取締役、太田智範氏であります。

理由といたしまして、財産の取得につきましては、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

資料を提出しておりますので、そちらのほうをお開きください。資料（議案第48号）で

あります。

1、入札日時は、令和7年4月15日午前10時であります。

2の指名業者については、記載のとおりであります。お目通しをお願いします。

3、仕様内容は、乗用芝刈り集草機1台であります。

4の納入期限は、契約締結の日から令和7年10月31日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第48号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第49号

○議長 長 日程第10、議案第49号 動産の買入の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第49号 動産の買入の件であります。

次のとおり動産を買入れしようとするものであります。

1、買入れの目的は、カントリーパークで使用する乗用除雪機の購入のためであります。

2の動産の品名は、機械本体と除雪装備であります。

3、動産の数量は、1台であります。

4、契約金額は、704万円であります。

5、買入れの方法及び時期は、指名競争入札による落札であります。令和7年10月31日までに取得するものであります。

6、契約の相手方は、河西郡更別村字更別南1線91番地、株式会社ヤマジョウ代表取締役、太田智範氏であります。

理由といたしまして、財産の取得につきまして、更別村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年更別村条例第7号）第3条の規定により議会

の議決を求めるものであります。

続きまして、資料を提出しておりますので、そちらのほうを御覧ください。議案第49号の資料であります。

1の入札日時は、令和7年4月15日午前10時であります。

2の指名業者につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しをお願いします。

3の仕様内容は、乗用除雪機1台であります。

4の納入期限は、契約締結の日から令和7年10月31日までであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第49号 動産の買入の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第50号

○議 長 日程第11、議案第50号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第50号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,963万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,339万4,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、議案第50号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,963万3,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,339万4,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。初めに、歳出からご説明いたします。6ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費は14万3,000円を追加し、補正後の額を5,507万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、議会運営経費は、議会中継用備品購入費です。

款2総務費、項1総務管理費、目4地方振興費は3,847万3,000円を追加し、補正後の額を4億5,699万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、地域脱炭素化促進事業は、地域再エネ導入戦略策定委託料、地域活性化起業人2名分の活動経費などです。なお、地域脱炭素化促進事業につきましては、款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費で当初予算に計上しておりましたが、企画政策課が担当するため総務費に変更するものです。

7ページをお開き願います。款3民生費、項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費は160万6,000円を追加し、補正後の額を8,517万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター改修事業は井戸ポンプの更新費用です。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費は3,426万9,000円を減額し、補正後の額を2,913万1,000円とするものでございます。説明欄(1)、地域脱炭素化促進事業は、先ほどの説明のとおり款2総務費に変更するものです。

8ページを御覧願います。款6農林水産業費、項1農業費、目4畜産業費は1,368万円を追加し、補正後の額を4,054万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、畜産クラスター事業は、酪農・肉用牛経営体質強化支援事業助成金です。村内の酪農、肉用牛経営体に対してそれぞれ飼養頭数に応じた支援金を交付するもので、更別農協と連携して行うものです。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページをお開き願います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は1,863万3,000円を追加し、補正後の額を2億3,461万7,000円とするものでございます。歳入歳出の調整のため財政調整基金に追加するものです。

目9公共施設等整備基金繰入金は100万円を追加し、補正後の額を5億6,400万円とするものでございます。老人保健福祉センター改修に伴う基金への繰入金です。

歳入の説明は以上となります。

令和7年度更別村一般会計補正予算(第2号)の補足説明は以上でございます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 6ページ、款2総務費、目4地方振興費の説明欄(1)、地球脱炭素化促

進事業につきましては、ただいまの説明で企画政策課に担当が替わったということで、衛生費からの財源振替ということで説明をいただきました。それで、この中身を見てみると旅費、委託料についてはそのまま同額が振替になっておりますけれども、節18の負担金補助及び交付金につきましては当初の513万円から400万円ほどの増額になっております。この辺の増額理由についてもう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの派遣職員の負担金の増額の中身でございますけれども、まず衛生費のほうでは1名の体制を、派遣をいただいて企業からの派遣を受けるということで予算を計上していたところでございますけれども、今回地方振興費に科目替えを行った際に6月1日から2名体制で起業人の派遣を受け入れる予定で予算を増額とさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 1名から2名に増員されたという解釈ということになると思うのですが、その2名になる要因というか、どういうところでもって2名になったのかという部分についてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 派遣を受け入れる起業人につきましては、実際に計画策定しております脱炭素の実行計画がありました。その実行計画を2030年の目標達成に向けてより具体的に実行していくと、今年度にです。という計画を推進する体制の強化ということで考えております。実際に住民への意識の醸成、フォーラムですとか、例えば勉強会の開催です。あと、村内の企業との連携、調整等を図りながらより脱炭素の事業を推進していこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 今回の補正でということで8ページ、畜産クラスター事業の酪農、畜産対策、非常に対策を打っていただけるということで大変感謝を申し上げたいと思います。ただ、内容説明にもありましたように農協との連携の中でという部分、具体的には農協の実施が多分総会以後ですから、5月20日以降の実施になるかなと思うのですが、総体的に折半なのかどうかという部分の確認、あるいは今説明ありましたように飼養頭数に掛けているという部分。和牛、乳牛、育成牛、いろいろな区分があるわけですが、どこまでを対応としたのかという部分の附帯説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 酪農・肉用牛経営体質強化支援事業についてお答えをいたします。

今回の支援事業につきましては、それぞれ乳用牛、肉用牛の飼養頭数を対象としまして、1月に打ち出されました道の酪農・肉用牛経営体質強化緊急支援事業の内容に準じて行う

ものでございます。こちらのほうで対象となっている乳用牛、肉用牛について対象とするものでございまして、今回予算として計上させていただいているところでございます。乳用牛であれば経産牛等でございますし、肉用牛であれば繁殖、経産牛、肥育等を対象としているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございました。

ちょっともう少し、まず1頭当たり幾らなのかという部分も加えて説明いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

それで、今の乳用牛の関係ちょっと気になる場所なのですけれども、搾乳牛という部分、1月の経営体のというか、対策に準じた形のをベースとして対策を打つという形なのですけれども、今5月になってということで、どちらかというと経産牛ばかりでなくて、やはり育成でもう既に6月頃に出産を間近に控えている牛もいるということで、それらの捉え方ちょっとシビアかなというような気がしているのですけれども、もう少し対策という部分では打てる部分もあったのかなと思いますけれども、とりあえず乳用牛、肉用牛、繁殖、肥育牛の1頭当たりの単価についてまずご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 すみませんでした。申し訳ございません。乳用牛の関係ですが、私先ほど経産牛ということで主なところを申し上げたのですけれども、育成牛も含んでいるところでございます。

それと、単価ということなのですが、1頭当たりの単価ではなくて、これも北海道のほうに準じてございまして、1頭から19頭が3万円、20頭から49頭が10万5,000円、50頭から99頭が22万5,000円、100頭以上が45万円というふうな金額設定になっているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございました。はしょって説明したということで、ちょっと育成牛心配だったものですから、含むということで安心いたしました。

この内容、最終的な確認なののですけれども、JAも同じような対策ということの同列でということで捉えてよろしいのでしょうか。それとも、JAは特別プラスアルファという形での対応を持っていると思う、多分あるのかなというふうに思いますけれども、一応村との協議の中では折半という形で同等の対策を打つということの解釈でよろしいか確認だけさせてください。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 今回の支援事業につきましては、村のほう、この方式で支援をするのは村の

単独というふうな形になります。あくまでも農協さんは農協さんのほうで配当であったり、そういったところでの支援というふうな形になろうかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ただいまのやっぱり畜産の補助金に関連してですけれども、こういう補助金、今非常に経営が厳しいので、必要な事業を得たものと思います。ですから、こういった経営が困難というのは、数年前から特に輸入をする飼料、あるいは肥料の原料もありますけれども、そういうのが高騰したということがもともと原因で、こういう形で補助金を交付してもそれはもちろん大変助かるわけですが、基本的には外国から餌を買って経営するということは非常に世界的にいろんな経済環境に左右されるという経営の脆弱性というのが出てきたという、大きく見ればそういうことです。そうすると、当然飼料の自給率の向上ということはよく言われているわけです。もちろん餌を変えれば乳量も乳質も変わってしまう、いろんなことがあってそんなに言うほど簡単ではないということはいろいろ聞いておりますけれども、そういった面での何かの支援とか方策についてJAと協議しているとか、あるいは村としてのお考えがあるということがあればこの場でお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今回の支援というか、今酪農、畜産関係で置かれている状況に対しての支援というふうなことで、現在確かに言われるように飼料は高止まりの状況でございますし、それぞれ生乳の生産の関係、乳代の関係であったり、个体販売の関係ということで状況様々な部分があるところなのですけれども、あくまでも令和6年の各生産者の決算状況というのが悪化をしているという中で、令和7年の1月の北海道からの支援策というふうなことで、こちらのほうの部分でそういった部分もカバーできるのではないかとということで、JAさんとも確認をした上で今回の支援策というふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和7年度更別村一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 選挙第1号

○議 長 日程第12、選挙第1号 更別村選挙管理委員及び同補充員の選挙の件を議題といたします。

この選挙は、選挙管理委員4名及び同補充員4名の任期が本日5月7日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。氏名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、初めに選挙管理委員の指名をいたします。選挙管理委員には、吉本正美さん、池田科子さん、高橋良子さん、森芳則さん、以上の4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました吉本正美さん、池田科子さん、高橋良子さん、森芳則さん、以上4名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の指名をいたします。選挙管理委員補充員には、金曾隆雄さん、阿部善浩さん、斗澤ゆかりさん、吉田梢枝さん、以上4名の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることとし、補充員の順位についてはただいま指名した順位にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました金曾隆雄さん、阿部善浩さん、斗澤ゆかりさん、吉田梢枝さん、以上4名の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

補充員の順位につきましては、指名した順位といたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時03分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された議案は全部終了いたしました。

これをもって令和7年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時04分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 5 月 7 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員